BIGLOBE サービス「ビッグローブ光」特約

ビッグローブ株式会社

第１章　総則

第１条（「ビッグローブ光」の提供）

ビッグローブ株式会社（以下「当社」といいます）は、この特約に基づき、BIGLOBE サービス「ビッグローブ光」（以下「本サービス」といいます）を提供します。本サービスは、⑴当社の電気通信設備を利用して提供するインターネット接続サービス（以下「当社固有サービス」といいます）、および⑵東日本電信電話株式会社（以下「NTT 東日本」といいます）または西日本電信電話株式会社（以下「NTT 西日本」といいます）が提供する卸電気通信役務の IP 通信網サービスを利用して提供する FTTH サービス（以下「卸役務利用サービス」といいます）から構成されます。本サービスの内容の詳細は、当社のウェブサイト上に掲示します。

2　本サービスの提供には、この特約に定めるものを除き、当社の別途定める「BIGLOBE 会員規約」または「BIGLOBE 法人会員規約（BIGLOBE オフィスサービス）」（以下、総称して「会員規約」といいます）の規定が適用されます。この特約と会員規約の規定とが抵触するときは、本サービスの提供に関する限り、この特約が優先します。

第２条（この特約の変更）

当社は、一定の予告期間をもって当社所定の方法に従い本サービス会員（その意味は第３条に定めます）に通知することにより、この特約の全部または一部を変更することができます。この場合、その予告期間内に、本サービス会員からこの特約の第 16 条に基づく本サービス契約の解除の通知が当社に対してなされないときは、かかる変更につき本サービス会員による承諾があったものとみなします。

第３条（用語の定義）

会員規約において定義された用語の意味は、この特約に別段の定めがある場合を除き、この特約においても同一の意味を有します。

2　前項に定めるほか、この特約において、次の各号の用語の意味は、各号に定めるとおりとします。

⑴　「本サービス契約」とは、当社から本サービスの提供を受けるための契約をいい、第７条に基づき会員が行った本サービス契約の申し込みを第８条に基づき当社が承諾することにより成立します。

⑵　「本サービス会員」とは、この特約に基づき当社との間で本サービス契約が成立している者をいいます。

⑶　「BIGLOBE サービス」とは、当社が会員規約の規定に基づき提供するサービスをいいます。

⑷　「契約者端末」とは、本サービスの提供を受けるために、本サービス会員が保有している必要のあるパーソナルコンピュータ等の機器をいいます。

⑸　「本サービス回線」とは、本サービスに係わる電気通信回線をいいます。

⑹　「料金等」とは、本サービスの提供に係わる料金その他の債務およびこれにかかる消費税等相当額をいいます。

⑺　「フレッツ光」とは、NTT 東日本が「IP 通信網サービス契約約款」に基づき提供する IP 通信網サービス、または、NTT 西日本が「IP 通信網サービス契約約款」に基づき提供する IP 通信網サービスをいいます。（これらの IP 通信網サービス契約約款をあわせて以下「IP 契約約款」といいます）

⑻　「フレッツ光のタイプ」とは、別表１に定めるフレッツ光のタイプをいいます。

⑼　「フレッツ契約」とは、NTT 東日本または NTT 西日本からフレッツ光の提供を受けるための契約をいいます。

⑽「転用」とは、当社または当社以外の者が提供するインターネット接続サービス（一例として、当社の別途定める「BIGLOBE 光パック Neo with フレッツ」特約に基づき当社が提供するインターネット接続サービスがこれに該当します）の提供を受けるための契約を締結し（かかる契約の対象となるインターネット接続サービスを以下「従前インターネット接続サービス」といいます）、かつ、申込手続きを当社または当社以外の従前インターネット接続サービスの提供者が代行することにより NTT 東日本または NTT 西日本とフレッツ光契約を締結した個人または法人（以下「転用資格保有者」といいます）が、その利用する FTTH サービスをフレッツ光から本サービスにより提供する卸役務利用サービスに切り替えることをいいます。

⑾「転用番号」とは、転用資格保有者が転用を目的として第７条に基づき本サービス契約の申し込みをするにあたり、事前に NTT 東日本または NTT 西日本から取得している必要のある所定の番号をいいます。

⑿「会員契約」とは、会員規約に基づき当社と本サービス会員との間に成立している、BIGLOBE サービスの提供を受けるための契約をいいます。

⒀「KDDI 等」とは、KDDI 株式会社および沖縄セルラー電話株式会社の総称とします。

⒁「ビッグローブ光電話」とは、BIGLOBE サービスのうち、「ビッグローブ光電話」と称するものをいいます。

⒂「本サービス向け au スマートバリュー」とは、KDDI 等が「au スマートバリュー」の名称にて提供するサービスのうち、以下の全ての契約を同時に締結している個人を対象とするものであって、所定の au 通信サービスの料金を割り引くことを内容とするサービスをいいます。本サービス向け au スマートバリューの詳細は KDDI 等が別途定めるところによります。

① KDDI 等からかかる所定の au 通信サービスの提供を受けるための契約

② 本サービス契約

③ 当社からビッグローブ光電話の提供を受けるための契約

B4200143　YBAF2506001

(16)「本サービス向け自宅セット割（インターネットコース）」とは、KDDI 等が「自宅セット割（インターネットコース）」の名称にて提供するサービスのうち、以下の全ての契約を同時に締結している個人を対象とするものであって、所定の UQ mobile 通信サービスの料金を割り引くことを内容とするサービスをいいます。本サービス向け自宅セット割（インターネットコース）の詳細は KDDI 等が別途定めるところによります。

① KDDI 等からかかる所定の UQ mobile 通信サービスの提供を受けるための契約

② 本サービス契約

③ 当社からビッグローブ光電話の提供を受けるための契約

(17)「本サービス向けギガ MAX 月割」とは、KDDI 等が「ギガ MAX 月割」の名称にて提供するサービスのうち、以下の全ての契約を同時に締結している個人を対象とするものであって、所定の UQ mobile 通信サービスの料金を割り引くことを内容とするサービスをいいます。本サービス向けギガ MAX 月割の詳細は KDDI 等が別途定めるところによります。

① KDDI 等からかかる所定の UQ mobile 通信サービスの提供を受けるための契約

② 本サービス契約

③ 当社からビッグローブ光電話の提供を受けるための契約

(18)「事業者変更（受入）」とは、インターネット接続サービスを提供する当社以外の者が NTT 東日本または NTT 西日本による卸電気通信役務の IP 通信網サービスを利用して提供する FTTH サービス（以下「受入元 FTTH サービス」といいます）の利用者が、その利用する FTTH サービスを受入元 FTTH サービスから本サービスにより提供する卸役務利用サービスに切り替えることをいいます。

(19)「事業者変更（転出）」とは、本サービス会員がその利用する FTTH サービスを本サービスにより提供する卸役務利用サービスから①フレッツ光または②当社以外の者が NTT 東日本または NTT 西日本による卸電気通信役務の IP 通信網サービスを利用して提供する FTTH サービス（以下あわせて「転出先 FTTH サービス」といいます）に切り替えることをいいます。

(20)「変更元事業者」とは、第 18 号、第 19 号、第 24 号および第 25 号に定める切り替え前の FTTH サービスを提供する事業者をいいます。

(21)「変更先事業者」とは、第 18 号、第 19 号、第 24 号および第 25 号に定める切り替え後の FTTH サービスを提供する事業者をいいます。

(22)「事業者変更承諾番号」とは、事業者変更（受入）および事業者変更（転出）（以下、合わせて単に「事業者変更」といいます）を行うにあたり必要となる、事業者変更を行うことを希望する者の要請に基づき変更元事業者が NTT 東日本または NTT 西日本から発行を受ける番号をいいます。

(23)「シェアドアクセス事業者」とは、NTT 東日本または NTT 西日本と光ファイバの相互接続を行い、FTTH サービスを提供する通信事業者をいいます。

(24)「光回線再利用（受入）」とは、シェアドアクセス事業者が提供する受入元 FTTH サービスの利用者が、その利用する受入元 FTTH サービスから本サービスにより提供する卸役務利用サービスに切り替えることをいいます。

(25)「光回線再利用（転出）」とは、本サービス会員が、その利用する FTTH サービスを、本サービスにより提供する卸役務利用サービスからシェアドアクセス事業者が提供する転出先 FTTH サービスに切り替えることをいいます。

(26)「光回線再利用承諾番号」とは、光回線再利用（受入）および光回線再利用（転出）（以下、合わせて単に「光回線再利用」といいます）を行うにあたり必要となる、光回線再利用を行うことを希望する者の要請に基づき変更元事業者が発行する番号をいいます。

第 2 章　本サービスの提供区域および内容

第 4 条（本サービスの提供区域）

会員が本サービスの提供を受けるにあたり本サービス回線の終端とすることができる場所は、第 3 条第 2 項第 7 号に定義するフレッツ光の提供区域に同じとします。

第 5 条（本サービスの内容等）

本サービスの対象となる BIGLOBE のコースおよびタイプは次のとおりとし、また、タイプごとに次の定期利用契約のプラン（その詳細は第 11 条において定めます）があります。

BIGLOBE のコース名	BIGLOBE のタイプ名	定期利用契約のプラン	サービス内容
「ひかり」コース または 総合コース	ファミリータイプ	2 年プラン	本サービス回線の終端への伝送方向については最大 1Gbps まで、他の伝送方向については最大 1Gbps までの FTTH 接続機能をご利用いただける戸建て向けサービス
		3 年プラン	
	マンションタイプ	2 年プラン	本サービス回線の終端への伝送方向については最大 1Gbps まで、他の伝送方向については最大 1Gbps までの FTTH 接続機能をご利用いただける集合住宅向けサービス
		3 年プラン	

	ファミリー10 ギガタイプ	2年プラン	本サービス回線の終端への伝送方向については最大10Gbpsまで、他の伝送方向については最大10GbpsまでのFTTH接続機能をご利用いただける戸建て向けサービス
		3年プラン	
	マンション10ギガタイプ	2年プラン	本サービス回線の終端への伝送方向については最大10Gbpsまで、他の伝送方向については最大10GbpsまでのFTTH接続機能をご利用いただける集合住宅向けサービス
		3年プラン	

2　本サービスは、最大通信速度を保証するものではなく、通信設備や契約者端末、宅内配線などの状況、他回線との干渉、回線の混雑状況などにより、実際に利用可能な通信速度が低下します。

3　当社または当社が本サービスに用いる電気通信回線の提供者（NTT東日本およびNTT西日本を含みます）は、本サービス会員が一定時間内に当社所定の基準を超えるトラフィック量を継続的に発生させる場合、および本サービス会員間の公平性を確保する必要がある場合、通信量や通信速度を制限することができます。

4　本サービス会員は、自身の費用負担および責任において、契約者端末を取得するとともに、本サービスの利用にあたり契約者端末が正常に稼働するように維持および管理しなければなりません。

5　当社が本サービス会員への本サービスの提供を開始する日（以下「本サービス開始日」といいます）は、その本サービス会員について、本サービス契約の成立後、当社所定の工事が完了し、本サービス回線を利用することが可能な状態となった日とします。なお、以下、この特約において、かかる工事が完了した旨の通知を当社がNTT東日本またはNTT西日本から受けたことを当社が確認した日を「契約開始日」といいます。本サービス会員が本サービス開始日後に本サービスを利用するには、当社が別途定める場合を除き、本サービスの利用に必要なものとして当社が別途定める光回線終端装置、ホームゲートウェイ、無線LANカード等の機器（以下「本サービス用機器」といいます）を本サービス会員の責任において本サービス回線に対して正常に接続する必要があります。本サービス会員がかかる接続を行わなかった場合でも、契約開始日が到来した場合は、第21条の規定に従い、本サービス会員の月額費用の支払義務が生じます。

6　本サービス用機器は、NTT東日本、NTT西日本または当社により本サービス会員に対して貸与されます。本サービス会員は、本サービス用機器を善良な管理者の注意をもって取り扱わなければなりません。また、本サービス会員は、本サービス用機器を本サービス利用以外の目的で使用してはならず、また、分解、改造等してはなりません。本サービス契約の終了（事業者変更（転出）を理由とする終了を除きます）、本サービス回線の終端場所の変更（一部を除きます）、第7条第3項に定める卸役務サービスタイプの変更（一部を除きます）、本サービス用機器の更新の発生等、当社が別途定める返却事由が発生した場合は、本サービス会員は、貸与を受けた本サービス用機器を当社所定の期日および方法に従い返却いただく必要があります。かかる場合において、本サービス会員が当社所定の期日までに返却しないときは、当社は、返却を受けられなかったことに起因して本サービス用機器の貸与者が被った損害の賠償を本サービス会員に請求することがあります。（本サービス用機器の貸与者がNTT東日本またはNTT西日本である場合、かかる請求は当社が代わって行います）当社が賠償を請求することができる損害の金額は、本サービス用機器の種類、本サービス開始日から本サービス契約の終了時までの期間の長さ、かかる期間中に本サービス会員が支払った機器利用料（別表2、7.その他の料金(2)）がある場合はその支払額の総額、返却されなかった本サービス用機器を貸与者が再調達するために要する費用の金額等を加味して当社が算定する金額としますが、金38,000円（不課税）を上限とします。本サービス会員は、かかる請求を受けた場合は、当社所定の期日までにその支払いをしなければなりません。なお、ファミリータイプまたはマンションタイプをご利用されている場合で、ファミリー10ギガタイプまたはマンション10ギガタイプに切り替えを行うときは、NTT東日本、NTT西日本または当社から貸与されていた本サービス用機器の貸与の契約は解約となり、本サービス用機器は返却いただく必要があります。

7　前項により貸与される本サービス用機器または第5項所定の本サービス回線（これにかかるケーブル等の部材を含みます）に本サービス会員の責めによる故障等が発生した場合において、これに対する修理、交換等（NTT東日本またはNTT西日本の委託先が行います）を行ったときは、当社は、当社が定める修理、交換等の費用の支払いを本サービス会員に請求します。本サービス会員は、かかる請求を受けた場合は、当社所定の期日までにその支払いをしなければなりません。

8　第5項の規定にかかわらず、転用のために第7条に従い2023年5月15日以前に本サービス契約の申し込みを行い本サービス会員となった個人または法人については、契約開始日は次のとおりとします。

(1)　かかる個人または法人がかかる申し込みを行うにあたり、第7条第3項の(1)に定める選択をした場合

①　本サービス契約が成立した日が各月の1日から20日までのいずれかの日である場合：その翌月の1日

②　本サービス契約が成立した日が各月の21日から末日までのいずれかの日である場合：その翌々月の1日

(2)　かかる個人または法人がかかる申し込みを行うにあたり、第7条第3項の(2)に定める選択をした場合

当社所定の工事が完了し、本サービス回線を利用することが可能な状態となり、かつ、かかる申し込み前にかかる個人または法人がNTT東日本またはNTT西日本からフレッツ契約に基づき貸与を受けていた本サービス用機器に対して引き続き卸役務利用サービスにて用いるために必要な設定変更を完了した旨の通知を当社がNTT東日本またはNTT西日本から受けたことを当社が確認した日（この場合、第5項第2文および第3文の規定を、これらに含まれる「本サービス開始日」の語を「契約開始日」に読み替えたうえで、準用します。ただし、本サービス用機器が本サービス回線に対して既に正常に接続されている場合は、この

限りではありません）

(3) 第(1)号に該当する場合において、FTTH 回線と同時に、NTT 東日本または NTT 西日本において利用中の「ボイスワープ」または「ひかり電話 A（エース）」もあわせて転用するとき（なお、本人確認完了日とは、当社所定の「BIGLOBE サービス「ビッグローブ光電話」特約」に定める本人確認の手続きが完了したことを当社が確認した日とします）

① 本人確認完了日が各月の 1 日から 20 日までのいずれかの日である場合：その翌月の 1 日

② 本人確認完了日が毎月 21 日から末日までのいずれかの日である場合：その翌々月の 1 日

9 第 5 項の規定にかかわらず、事業者変更（受入）のために第 7 条に従い本サービス契約の申し込みを行い本サービス会員となった個人または法人については、契約開始日は、NTT 東日本または NTT 西日本が当社に対して行う、事業者変更（受入）に必要な手続きが完了した旨の通知を当社が確認した日とします。

10 第 5 項の規定にかかわらず、光回線再利用（受入）のために第 7 条に従い本サービス契約の申し込みを行い本サービス会員となった個人または法人については、契約開始日は、NTT 東日本または NTT 西日本が当社に対して行う、光回線再利用（受入）に必要な手続きが完了した旨の通知を当社が確認した日とします。

第 3 章　契約

第 6 条（契約の単位等）

当社は、本サービス回線 1 回線ごとに 1 の本サービス契約を締結します。この場合、本サービス会員は、1 の本サービス契約につき 1 の個人または法人に限ります。

第 7 条（本サービス契約の申込方法）

本サービス契約の申し込みは、申し込みをする個人または法人（以下「申込者」といいます）が、会員規約およびこの特約を承諾のうえ、当社所定の方法により、次の各号に定める事項を当社に申告のうえ、行う必要があります。

(1) 氏名または名称

(2) 住所

(3) 選択するコース名、タイプ名および定期利用契約のプラン名（ただし、3 年プランを選択できる申込者は個人に限り、法人を除きます）ならびに選択する工事費用 A の支払方法（一括払いまたは分割払い。詳細は第 20 条および別表 2 の 4.(2)に定めます。以下同じとします。なお、かかる選択は、この特約の定めにより工事費用 A の支払いが必要となる場合に限り行う必要があります）

(4) 本サービス回線の終端の場所

(5) 料金等の支払方法

(6) 転用、事業者変更（受入）または光回線再利用（受入）のために本サービス契約の申し込みをする場合は、その旨

(7) 前各号に定める事項のほか、当社が別途定める事項

2 申込者のうち、転用のために本サービス契約の申し込みをする転用資格保有者は、前項に定めるほか、前項の申し込みにあたり、転用番号を当社に申告する必要があります。

3 前項の申込者は、第 1 項所定の申し込みを行うにあたり、転用後に利用することを希望する卸役務利用サービスのタイプ（フレッツ光のタイプに対応します）を(1)転用前に利用していたフレッツ光のタイプに対応するものとするか、または(2)転用前に利用していたフレッツ光のタイプに対応するものと異なるタイプ（ただし、当社の別途定める範囲内のタイプに限ります）にするかを選択することができます。かかる申込者には、第 1 項所定の申し込みを行うにあたり、いずれを選択するかを、および、(2)を選択する場合は、転用後に利用することを希望する卸役務利用サービスのタイプを、当社に申告する必要があります。

4 第 2 項の申込者が転用による切り替え前のフレッツ光（NTT 西日本が提供するものに限ります）に関して NTT 西日本から「セキュリティ対策ツール」の利用許諾を受けていた場合、本サービス会員となると同時にその利用許諾は終了します。また、かかる申込者は、本サービス会員となった後において、本サービスにより提供される FTTH サービス（卸役務利用サービス）に関して当社から「セキュリティ対策ツール」の利用許諾を受けることはできません。

5-1 申込者（会員規約のうち BIGLOBE 会員規約に基づき会員契約を締結しているか、本サービス契約と同時に会員規約のうち BIGLOBE 会員規約に基づく会員契約の申し込みをする申込者に限ります。以下、この第 5-1 項において同じとします）には、第 1 項の申し込みにあたり、その申込者について本サービス契約が成立した場合において、次の各号に定める取り扱いがなされることに同意いただきます。また、料金等の支払いが KDDI 請求による場合において申込者が預金口座振替またはゆうちょ銀行自動払込による支払方法を選択した場合、申込者は、BIGLOBE 会員規約第 26 条（料金等の支払方法）第 6 項の規定に従い、預金口座振替またはゆうちょ銀行自動払込が行われるごとにこれらに係わる手数料の支払いを要します。

(1) 本サービス契約の申し込みと同時に BIGLOBE 会員規約に基づく会員契約の申し込みを行う申込者の場合

・BIGLOBE 会員規約第 26 条第 1 項の規定にかかわらず、同項所定の有料サービス（本サービスを含みます）の料金等の支払方法として当社が申込者に代わり同項第 5 号所定のフレッツ・まとめて支払いを（ただし、2022 年 3 月 1 日以後に本サービス契約の申し込みをした本サービス会員については、同項第 6 号所定の KDDI 請求を）指定選択すること（申し込みと同時にその他の支払方法を指定選択した場合は、指定選択された支払方法が適用されます）

(2) 本サービス契約の申し込みの時点において既に当社と BIGLOBE 会員規約に基づく会員契約を締結している申込者の場合

① 同第26条第1項に基づき、同項所定の有料サービス（本サービスを含みます）の料金等の支払方法として同項第3号所定のNTT回収代行、同第4号所定のNTTファイナンス回収代行および同第6号所定のKDDI請求を指定選択している申込者の場合

・当社が申込者に代わり、かかる支払方法をフレッツ・まとめて支払いに（ただし、2022年3月1日以後に本サービス契約の申し込みをした本サービス会員については、同項第6号所定のKDDI請求に）変更すること（かかる変更の実施時期は当社が別途定めます）。なお、2022年3月1日以後に本サービス契約の申し込みをした本サービス会員であって、その申込時点において同第6号所定のKDDI請求を指定選択されていた方は、変更が行われることなく、同第6号所定のKDDI請求が支払方法として引き続き適用されることとなります。

② 同第26 条第1項に基づき、同項所定の有料サービス（本サービスを含みます）の料金等の支払方法として①に記載以外の支払方法を指定選択している申込者の場合

・当社が申込者に代わり、かかる指定選択がされた支払方法をKDDI請求に変更すること（かかる変更の実施時期は当社が別途定めます）。

5-2 申込者（会員規約のうちBIGLOBE 法人会員規約に基づき会員契約を締結しているか、本サービス契約と同時に会員規約のうちBIGLOBE法人会員規約に基づく会員契約の申し込みをする申込者に限ります。以下、この第5-2項において同じとします）には、第1項の申し込みにあたり、その申込者について本サービス契約が成立した場合において、次の各号に定める取り扱いがなされることに同意いただきます。

(1) 本サービス契約の申し込みと同時にBIGLOBE法人会員規約に基づく会員契約の申し込みを行う申込者の場合

・BIGLOBE法人会員規約第19条（料金等の支払方法）第1項の規定にかかわらず、料金等の支払方法として当社が申込者に代わり同第2号所定の当社または口座振替等代行会社が発行する請求書に基づく口座振込または同第3号所定の口座振替（当社または口座振替等代行会社によるもの）を選択すること

(2) 本サービス契約の申し込み（転用のための申し込みに限ります）の時点において既に当社とBIGLOBE法人会員規約に基づく会員契約を締結している申込者の場合

・当社が申込者に代わり、申込者が選択している支払方法（同第19条第1項第4号所定のNTT回収代行または同項第5号所定のNTTファイナンス回収代行（tabalまるごと決済、電話料金合算サービス）に限ります）を同第19条第1項第6号所定のフレッツ・まとめて支払いに変更すること（申込者が選択している支払方法がフレッツ・まとめて支払いである場合は、その支払方法が引き続き適用されます。また、申込者が選択している支払方法が同第19条1項第2号所定の当社または口座振替等代行会社が発行する請求書に基づく口座振込または同第3号所定の口座振替（当社または口座振替等代行会社によるものである場合は、引き続きそれらの支払方法が適用されます））

6 前項第1号所定の申込者および前項第2号①所定の申込者は、第1項の申し込みにあたり、NTT東日本またはNTT西日本が定める「フレッツ・パスポートID利用規約」（その名称変更後のものも含みます）に同意いただきます。

7 申込者のうち、事業者変更（受入）のために本サービス契約の申し込みをする個人または法人は、第1項に定めるほか、第1項の申し込みにあたり、変更元事業者からあらかじめ事業者変更承諾番号の払い出しを受け、その有効期限内（その払出日を起算日とする15日間）に当社に申告するとともに、以下のいずれかを当社に申告する必要があります。

(1) 受入元FTTHサービスの回線名義人の氏名（第1項に基づき申告する本サービス回線の終端の場所がNTT東日本がIP通信網サービスを提供するエリア内にある場合）

(2) 受入元FTTHサービスの回線に割り当てられたIDであって、申込者がNTT西日本から直接にまたは変更元事業者を通して通知を受けたもの（第1項に基づき申告する本サービス回線の終端の場所がNTT西日本がIP通信網サービスを提供するエリア内にある場合）

8 前項の申込者が事業者変更（受入）による切り替え前のFTTHサービスに関して変更元事業者から「セキュリティ対策ツール」の利用許諾を受けていた場合、本サービス会員となると同時にその利用許諾は終了します。また、かかる申込者は、本サービス会員となった後において、本サービスにより提供されるFTTHサービス（卸役務利用サービス）に関して当社から「セキュリティ対策ツール」の利用許諾を受けることはできません。

9 第7項の申込者が事業者変更（受入）による切り替え前のFTTHサービスのオプションサービスとして変更元事業者から提供を受けていたもののうち変更元事業者がNTT東日本またはNTT西日本から卸による提供を受けたサービスを利用して提供していたものには、当社が提供できないものがあります。なお、かかるオプションサービスのうち当社による提供が可能なものがある場合、その利用条件、利用に必要な手続き等は当社が別途定めます。

10 第7項の申込者は、事業者変更（受入）に必要な手続きを行うために必要な範囲内で、第1項に基づく申し込みにあたりその申込者が当社に申告した事項（第7項に従い当社に申告した事項を含みます）を当社がNTT東日本またはNTT西日本に提供すること（かかる提供を受けたNTT東日本またはNTT西日本が変更元事業者に再提供することを含みます）に同意します。

11 第7項の申込者は、その申し込みによる本サービス契約の成立と同時に、かかる成立後に当社から提供を受ける卸役務利用サービスのタイプ（フレッツ光のタイプに対応します）を受入元FTTHサービスのタイプ（フレッツ光のタイプに対応するもの）と異なるものに変更することはできません。

12 申込者のうち、光回線再利用（受入）のために本サービス契約の申し込みをする個人または法人は、第1項に定めるほか、第1項の申し込みにあたり、変更元事業者からあらかじめ光回線再利用承諾番号の払い出しを受け、その有効期限内（その払出日を起算日と

する 15 日間）に当社に申告するとともに、以下を当社に申告する必要があります。

(1) 受入元 FTTH サービスの回線名義人の氏名（第 1 項に基づき申告する本サービス回線の終端の場所が NTT 東日本が IP 通信網サービスを提供するエリア内にある場合）

13 前項の申込者は、光回線再利用（受入）に必要な手続きを行うために必要な範囲内で、第 1 項に基づく申し込みにあたりその申込者が当社に申告した事項（前項に従い当社に申告した事項を含みます）を当社が NTT 東日本または NTT 西日本に提供すること（かかる提供を受けた NTT 東日本または NTT 西日本が変更元事業者に再提供することを含みます）に同意します。

第 7 条の 2（申込時に選択可能な本サービスのタイプ、定期利用契約のプラン、工事費用 A および工事費用 B の支払方法等の制限等）

申込者が本サービス契約の申し込みを当社に対して直接行うのではなく当社所定の本サービス契約の取次所を通して行う場合、取次所によっては、本サービスのタイプ、定期利用契約のプラン、工事費用 A および工事費用 B の支払方法等の中には前条第 1 項に定める本サービス契約の申し込みの際に選択することができないものがあります。また、かかる場合、前条第 1 項第 4 号に定める本サービス回線の終端場所には、第 4 条に定めるフレッツ光の提供区域内であっても、申込者が特定の取次所を通して本サービス契約の申し込みをした場合に限り申告することが可能なエリアがあります。

第 8 条（本サービス契約の申し込みの承諾）

本サービス契約は、前条所定の申し込みを当社が承諾したときに成立します。

2 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービス契約の申し込みを承諾しないことがあります。また、当社は、本サービス契約成立後であっても、次の各号のいずれかに該当することが判明した場合には、当社所定の方法にて本サービス会員に通知することにより、本サービス契約を解除することができます。ただし、本項第 2 号または第 4 号の場合には、当社は、相当の期間を定めてその事実を是正するよう催告し、この期間内に是正されないときに、当社所定の方法にてこの本サービス会員に通知することにより、会員契約または本サービス契約を解除することができます。

(1) 本サービス契約の申込時に申込者が当社に虚偽の事項を通知したことが判明した場合

(2) 申込者が、料金等もしくはその他当社が提供するサービスに係わる料金その他の債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断した場合

(3) 過去に不正使用などにより本サービス契約もしくは BIGLOBE サービスに関連する契約等の解除、または BIGLOBE サービス等の利用を停止されていることが判明した場合

(4) 申込者が未成年者等であって、本サービス契約の申し込みにあたり法定代理人等の同意を得ていない場合

(5) その他本サービス契約の申し込みを承諾することが、技術上または当社の業務の遂行上著しい支障があると当社が判断した場合

(6) 申込者と当社との取引実績その他総合的な観点から、申し込みを承諾できないと当社が判断した場合

3 前項の規定により本サービス契約が解除された場合、本サービス会員は、本サービスの利用に係わる一切の債務につき当然に期限の利益を喪失し、残存債務の全額を直ちに支払わなければなりません。

4 本サービス契約が成立した場合、当社は、その日程を本サービス会員と調整のうえ、第 7 条に従い行われた申し込みの内容に応じ、回線を開通させるために必要な工事、光回線再利用（受入）のために必要な工事および第 7 条第 3 項に定める卸役務利用サービスのタイプの変更に必要な工事を行います。

5 前項の規定は、転用および事業者変更（受入）のために本サービス契約の申し込みを行い本サービス会員となった個人または法人に対しては、当社が別途定める場合を除き、適用されません。

第 9 条（転用時の特則）

第 7 条に基づく転用のための本サービス契約の申し込みにより本サービス契約が成立した本サービス会員（以下「転用本サービス会員」といいます）については、次の各号に定める事項が適用されます。

(1) 転用の実施日（第 5 条第 8 項所定の契約開始日に同じとし、以下同様とします）の前日をもって、当社とその転用本サービス会員との間に成立していた、従前インターネットサービスの提供を受けるための契約（以下「従前インターネット接続サービス契約」といいます）は終了します。この場合、かかる終了前に従前インターネット接続サービス契約に基づきその転用サービス会員に生じた債務であって、かかる終了時点において未履行のものは、この特約に別段の定めがある場合を除き、かかる終了後も存続します。（なお、当社以外の者が提供する従前インターネット接続サービスの提供を受けるための契約については、転用本サービス会員がこれを存続させるかまたは終了させるかをその提供者が定める条件に従い判断する必要があり、また、いずれかの判断をするかに関わりなく、その存続または終了に必要な手続きは、その転用本サービス会員が自己の責任および費用負担においてその提供者に対して行う必要があります）

(2) 当社は、NTT 東日本または NTT 西日本とその本サービス会員との間に成立していたフレッツ光契約を転用の実施日の前日をもって終了させるために必要な手続きを、その転用本サービス会員に代行して NTT 東日本または NTT 西日本に対して行います。転用本サービス会員は、当社がかかる手続きを行うために必要な範囲内で、第 7 条に基づく申し込みにあたりその転用本サービス会員が当社に申告した事項（転用番号を含みます）を NTT 東日本または NTT 西日本に提供することに同意します。

(3) 転用の実施日前に転用本サービス会員が従前インターネット接続サービス（当社が提供するものに限ります）を利用して当社の従前インターネット接続サービス用の電気通信設備に蓄積したデータは、当社が別途定めるものを除き、本サービスにおいても

引き続き利用することができます。

(4) 申込者は、フレッツ・テレビ（NTT 東日本または NTT 西日本が提供するサービス。以下同じ）を転用に伴い解約したい場合には、NTT 東日本または NTT 西日本にフレッツ・テレビの解約手続きを行ったうえで、転用手続きを行っていただく必要があります。

第 9 条の 2（事業者変更（受入）時の留意事項）

第 7 条に基づく事業者変更（受入）のための本サービス契約の申し込みにより本サービス契約が成立した本サービス会員（以下「事業者変更（受入）本サービス会員」といいます）については、次の各号に定める事項に留意しなければなりません。

(1) 事業者変更（受入）本サービス会員が変更元事業者と締結しているインターネット接続サービスの提供を受けるための契約については、事業者変更（受入）本サービス会員が本サービス契約の成立に際してこれを存続させるかまたは終了させるかを変更元事業者が定める条件に従い判断する必要があり、また、いずれかの判断をするかに関わりなく、その存続または終了に必要な手続きは、その事業者変更（受入）本サービス会員が自己の責任および費用負担において変更元事業者に対して行う必要があります。

(2) 申込者は、フレッツ・テレビ相当サービスを事業者変更（受入）に伴い解約したい場合には、変更元事業者にフレッツ・テレビ相当サービスの解約手続きを行ったうえで、事業者変更（受入）手続きを行っていただく必要があります。

(3) 申込者は、変更元事業者のもとで当社での取り扱いの対象外の回線タイプを利用していた場合は、事業者変更（受入）を行うにあたりタイプ変更を行う必要があります。この場合には、別途工事費がかかります。

第 9 条の 3（光回線再利用（受入）時の留意事項）

第 7 条に基づく光回線再利用（受入）のための本サービス契約の申し込みにより本サービス契約が成立した本サービス会員（以下「光回線再利用（受入）本サービス会員」といいます）については、次の各号に定める事項に留意しなければなりません。

(1) 光回線再利用（受入）本サービス会員が変更元事業者と締結しているインターネット接続サービスの提供を受けるための契約については、光回線再利用（受入）本サービス会員が本サービス契約の成立に際してこれを存続させるかまたは終了させるかを変更元事業者が定める条件に従い判断する必要があり、また、いずれかの判断をするかに関わりなく、その存続または終了に必要な手続きは、その光回線再利用（受入）本サービス会員が自己の責任および費用負担において変更元事業者に対して行う必要があります。

第 10 条（卸役務利用サービスのタイプの変更）

本サービス会員は、卸役務利用サービスのタイプ（フレッツ光のタイプに対応するものであり、以下同様とします）の変更（転用または事業者変更（受入）とともに行うものを含みます。以下本条において同じ）を希望する場合、当社所定の方法により変更手続きを行う必要があります。ただし、変更を希望する前後のタイプによっては、行えないものがあり、これについては当社が別途定めます。また、卸役務利用サービスの対応の変更を行うことができる場合でも、変更前後の定期利用契約のプラン（その詳細は第 11 条に定めます）は同じものでなければなりません。

2 前項の手続きが完了した場合、当社は、その日時を本サービス会員と調整のうえ、当社所定の工事を実施します。変更後のタイプの卸役務利用サービスは、かかる工事が完了し、回線が開通した後に利用することができます。

3 前 2 項に基づく変更前のタイプと変更後のタイプとで適用される月額費用（この特約の第 4 章に定めます）が異なる場合、変更後のタイプに対応する月額費用は、前項に定める利用が可能となった日が属する月の翌月から適用されます。

4 申込者は、タイプ変更に伴う工事により、インターネット接続ができない期間が生じる場合があることを了承するものとします。

5 申込者は、事業者変更（受入）とともにタイプ変更を申し込む場合、変更元事業者のもとで利用していた電話番号は、継続して利用できない場合があることを了承するものとします。

第 11 条（定期利用契約）

本サービス契約は、定期利用契約となります。定期利用契約の契約期間は、契約開始日が属する月、および、その翌月を起算月とする、次の各号に定める月数のうち本サービス会員が第 7 条第 1 項に基づく本サービス契約の申込時に当社に申告した定期利用契約のプランに対応する月数（以下「基準月数」といいます）ただし、2023 年 5 月 15 日以前に本サービス契約の申し込みを行い、かつ、かかる申し込みにあたり第 5 条第 8 項第 1 号に定める選択をした転用本サービス会員の場合は契約開始日が属する月を起算月とする基準月数の期間としますが、本サービス会員が次項に従い本サービス契約を解除しない限り、以降、次項に従い基準月数ごとに自動更新されます。

(1) 24 カ月（2 年プランに対応）

(2) 36 カ月（3 年プランに対応）

2 本サービス会員は、前項の定期利用契約の契約期間満了と同時に本サービス契約を終了させる場合は、その満了月中に、第 16 条に従い本サービス契約を解除する必要があります。ただし、以下の場合はこの限りではありません。

(1) 事業者変更（転出）の場合

事業者変更（転出）の場合においては、第 16 の 2 に基づく本サービス会員による事業者変更承諾番号の払い出しの申請および当社

によるその払い出しを経て事業者変更（転出）に必要な手続きが完了した日の前暦日が属する暦月の末日をもって、本サービス契約（卸役務利用サービスに係る部分）が終了します。本サービス会員がその満了月中にかかる解除を行わなかった場合またはその満了月中に事業者変更（転出）により本サービス契約（卸役務利用サービスに係る部分）が終了しなかった場合は、その満了月中の翌月初日に定期利用契約は自動的に更新されます。更新後の定期利用契約の契約期間は、直前の定期利用契約の満了月の翌月初日から起算した、基準月数に同じ月数の期間です。

⑵ 光回線再利用（転出）の場合

光回線再利用（転出）の場合においては、第 16 条の 3 に基づく本サービス会員による光回線再利用承諾番号の払い出しの申請および当社によるその払い出しを経て光回線再利用（転出）に必要な手続きが完了した日の前暦日が属する暦月の末日をもって、本サービス契約（卸役務利用サービスに係る部分）が終了します。本サービス会員がその満了月中にかかる解除を行わなかった場合またはその満了月中に光回線再利用（転出）により本サービス契約（卸役務利用サービスに係る部分）が終了しなかった場合は、その満了月中の翌月初日に定期利用契約は自動的に更新されます。更新後の定期利用契約の契約期間は、直前の定期利用契約の満了月の翌月初日から起算した、基準月数に同じ月数の期間です。

3 前項の規定は、前項に基づき更新された定期利用契約の満了月が到来する都度、同様に適用されます。

4 本サービス会員は、⑴本サービス会員が定期利用契約の満了月を起算月とする 3 カ月の期間以外に本サービス契約を解除した場合、⑵当社が定期利用契約の満了月を起算月とする 3 カ月の期間以外に第 13 条に従い本サービス契約を解除した場合、または、⑶定期利用契約の満了月を起算月とする 3 カ月の期間以外に本サービス契約（卸役務利用サービスに係る部分）が事業者変更（転出）により終了した場合（その終了の日は第 2 項⑴に定めるとおりとします）および光回線再利用（転出）により終了した場合（その終了の日は第 2 項⑵に定めるとおりとします）は、別表 2 に記載する違約金を一括して当社に支払うことを要します。

5 転用本サービス会員については、従前インターネット接続サービス契約（ただし、当社の別途定める「BIGLOBE 光パック Neo with フレッツ」特約に基づき成立したもの、および、当社の別途定める「なが割」を対象とするものに限ります）に定める最低利用期間の適用を、本サービス契約の成立をもって、解除します。なお、かかる従前インターネットサービス契約のうち転用本サービス会員が 2022 年 7 月 1 日以後に「BIGLOBE 光パック Neo with フレッツ」特約に基づき当社に対して申し込みを行うことにより成立したものについては、最低利用期間の設定がありません。

第 12 条（変更の届け出）

本サービス会員は、本サービス契約の申し込みにあたり当社に申告した第 7 条第 1 項各号所定の事項について変更（ただし、第 7 条第 1 項第 4 号所定の事項については、第 4 条所定の区域外への移転は認められません）があった場合、すみやかにその旨を当社所定の方法により当社に届け出なければなりません。 本サービス会員がかかる届け出を行わなかったこと、または、かかる届け出を遅延したことにより不利益を被ることがあっても、当社は、何らの責任も負いません。

2 前項の事項のうち、その変更について当社の承諾が必要として当社が別途定めるものについては、前項の届け出を、第 8 条第 2 項に準じて扱います。

第 13 条（契約の解除等）

当社は、会員規約およびこの特約の他の条項に基づき本サービス契約を解除する場合があるほか、本サービス会員が次の各号のいずれかに該当した場合に、何らの責任も負うことなく、本サービス契約を解除することができます。

⑴ 本サービス会員が会員規約に基づき提供される BIGLOBE サービス（本サービスを含みます）について利用停止となった場合

⑵ 当社所定の工事が完了し、本サービス回線を利用することが可能な状態となっているにもかかわらず、本サービス会員が第 5 条第 5 項に定める本サービス用機器の本サービス回線への接続を行わない、本サービス回線の利用に必要となる本サービス用機器への設定を行わない、その他本サービス会員の都合または事情により本サービス会員が本サービス回線の利用を開始しない状態が長期に及んだ場合。なお、長期に及んだかの判断は当社が行います。

⑶ 本サービス会員の都合または事情により、本サービス回線を利用するために必要となる当社所定の工事を実施できない状態が長期に及んだ場合。なお、長期に及んだかの判断は当社が行います。（かかる都合または事情には、例として、本サービス会員の都合または事情によりかかる工事の日程の調整がつかないこと、調整がついた日程に工事担当者が訪問したところ本サービス会員が不在であったまたは工事の実施を拒否されたことを含みます）

2 当社は、前項の規定により本サービス契約を解除しようとするときには、あらかじめその旨を本サービス会員に通知します。ただし、緊急でやむを得ない場合は、この通知を行うことなく本サービス契約の解除を行うことができます。

3 会員契約が本サービス会員による解除、当社による解除その他理由により終了した場合は、その本サービス会員と当社との間の本サービス契約は同時に解除されます。

4 第 1 項または第 3 項の規定により本サービス契約が解除された場合、本サービス会員は、本サービスの利用に係わる一切の債務につき当然に期限の利益を喪失し、残存債務の全額を直ちに支払わなければなりません。

第 14 条（提供中止）

当社は、次のいずれかの場合には、本サービス会員に対する本サービスの提供を中止することがあります。

⑴ 当社または NTT 東日本もしくは NTT 西日本の設備もしくは回線の保守または工事を行う場合

(2) 本サービス会員が、本サービスの提供に使用される設備もしくは回線に過大な負荷を与える行為その他その設備もしくは回線の運用に支障を与える行為を自らし、または第三者に行わせた場合
(3) 当社またはNTT東日本もしくはNTT西日本により通信利用が制限となる場合
(4) 天災、事変その他の非常事態が発生しまたは発生するおそれがあり、本サービスの提供をすることが困難となった場合
(5) 当社が、運営上、技術上その他理由により、本サービスの提供を中止することが必要であると判断した場合（当社が本サービス会員に割り当てるIPアドレスを切り替えるため、その本サービス会員による本サービスの接続中に本サービスによる通信を一時的に中断する場合を含みます）

2 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止するときは、あらかじめその旨を本サービス会員に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合、または、前項第5号に定める本サービスによる通信の一時的な中断をする場合は、この通知を行うことなくその中止を行うことができます。

3 当社は、第1項による本サービスの提供の中止により本サービス会員に損害その他不利益が発生しても、何ら責任を負いません。

第15条（利用停止）

当社は、この特約上の義務を現に怠りまたは怠るおそれがある本サービス会員、または、会員規約により本サービス以外のBIGLOBEサービスが利用停止となった本サービス会員については、何らの責任も負うことなく、本サービスの利用も停止します。

第16条（本サービス会員による本サービス契約の解除）

本サービス会員が本サービス契約を解除しようとするときは、当社所定のウェブページ上からその旨を当社に通知します。当社が別途承諾した場合を除き、その他の方法による通知は無効とします。この場合、本サービス会員から通知があった日が属する月の末日をもって、本サービス契約は終了します。

第16条の2（事業者変更（転出））

事業者変更（転出）をすることを希望する本サービス会員（以下「転出本サービス会員」といいます）は、当社所定の方法により当社に申請することにより事業者変更承諾番号の払い出しを受け、自己の責任および費用負担において、変更先事業者に対し、転出先FTTHサービスの提供を受けるための契約の申し込みを行う必要があります。転出本サービス会員は、かかる申し込みを行うに際し、変更先事業者に対し、当社から払い出しを受けた事業者変更承諾番号を通知する必要があります。なお、事業者変更承諾番号の有効期限内（払出日を起算日とする15日間）にかかる申し込みを行う必要があります。

2 当社は、前項の申請受けた場合において、転出本サービス会員が前項の払い出しに必要な当社所定の条件を満たしてないと当社が判断する場合、前項の払い出しを行いません。当社は、かかる払い出しを行わなかったことに起因して転出本サービス会員が損害その他不利益（事業者変更（転出）を行えないことにより生じる不利益を含みます）を被っても一切責任を負いません。

3 転出本サービス会員は、事業者変更（転出）に必要な手続きを行うために必要な範囲内で、第7条に基づく申し込みにあたりその転出本サービス会員が当社に申告した事項を当社がNTT東日本またはNTT西日本に提供すること（かかる提供を受けたNTT東日本またはNTT西日本が変更先事業者に再提供することを含みます）に同意します。

4 当社が第1項および第2項に従い事業者変更承諾番号を払い出した場合、事業者変更（転出）に必要な手続きが完了した日（この日をもって事業者変更（転出）が完了します）の前暦日が属する暦月の末日をもって本サービス契約（卸役務利用サービスに係る部分）が終了します。

5 転出本サービス会員が個人である場合、当社は、事業者変更（転出）が完了した日後、転出本サービス会員に対し、以降において次のいずれかを選択するかの意思を書面または電子メールにより確認します。転出本サービス会員は、かかる意思確認の書面または電子メールを受領した場合、次の各場合に応じ次のいずれを選択するかを、当社が別途定める期限および方法に従い、当社に通知する必要があります。
(1) 会員契約を解除する（この場合、かかる解除と同時に本サービス契約（当社固有サービスに係る部分）は同時に終了します）
(2) 当社固有サービスに係るコースをベーシックコース、当社が別途定めるBIGLOBE会員規約の第15条第1号に定める無料サービスのみを利用できるコースまたは当社が別途定めるその他のコースにコース変更する（かかる変更後のコースの利用料金等その他利用条件は当社が別に定めるものによることとし、本特約に定めるものとは異なります）
(3) 当社固有サービスを継続して利用する（ただし、かかる継続利用に際しては、転出本サービス会員は、当社が別途定める「ひかり」コースに適用される利用料金等と同一の利用料金等を当社に支払うことを要します。また、その他の利用条件も、当社が別途定める「ひかり」コースに適用される利用条件に同じとし、本特約に定めるものとは異なります）

6 転出本サービス会員（個人に限ります。以下、本項において同じとします）が前項に定める期限までに前項の通知をしたときは、その通知に係る選択に応じて会員契約の解約またはコース変更に必要な処理が行われます。転出本サービス会員が前項に定める期間内に前項の通知を当社に対して行わなかったときは、当社は、当社の選択により、前項第1号、第2号または第3号に定める解除、変更または利用に準じる対応を実施するために必要な処理を行います。この場合、かかる選択された対応の効力が生じる日は当社が別途定めます。

7 転出本サービス会員（法人に限ります。以下、本項において同じとします）には、第1項に定める申請に際し、その転出本サービス会員が事業者変更（転出）の完了後において次のいずれを選択することを希望するかを申告していただきます。第2項に基づき当社

が事業者変更承諾番号の払い出しを行わないときを除き、事業者変更（転出）の完了後に、かかる選択に応じた処理が行われます。

(1) 会員契約を解約する

(2) 本サービスにより提供される当社固有サービスに係るコースを当社が別途定める BIGLOBE 法人会員規約に定める基本コースにコース変更する（かかる変更後のコースの利用条件は当社が別に定めるものによることとし、本特約に定めるものとは異なります）

8 当社は、転出本サービス会員による転出先 FTTH サービスの提供を受けるための契約の申し込みを変更先事業者が承諾せず（承諾しない理由のいかんを問いません）、これにより転出本サービス会員が事業者変更（転出）を行えなかったとしても、一切責任を負いません。

第16条の3（光回線再利用（転出））

光回線再利用（転出）をすることを希望する本サービス会員（以下「光回線再利用（転出）本サービス会員」といいます）は、当社所定の方法により当社に申請することにより光回線再利用承諾番号の払い出しを受け、自己の責任および費用負担において、変更先事業者に対し、転出先 FTTH サービスの提供を受けるための契約の申し込みを行う必要があります。光回線再利用（転出）本サービス会員は、かかる申し込みを行うに際し、変更先事業者に対し、当社から払い出しを受けた光回線再利用承諾番号を通知する必要があります。なお、光回線再利用承諾番号の有効期限内（払出日を起算日とする 15 日間）にかかる申し込みを行う必要があります。

2 当社は、前項の申請を受けた場合において、光回線再利用（転出）本サービス会員が前項の払い出しに必要な当社所定の条件を満たしてないと当社が判断する場合、前項の払い出しを行いません。当社は、かかる払い出しを行わなかったことに起因して光回線再利用（転出）本サービス会員が損害その他不利益（光回線再利用（転出）を行えないことにより生じる不利益を含みます）を被っても一切責任を負いません。

3 光回線再利用（転出）本サービス会員は、光回線再利用（転出）に必要な手続きを行うために必要な範囲内で、第 7 条に基づく申し込みにあたりその光回線再利用（転出）本サービス会員が当社に申告した事項を当社が NTT 東日本または NTT 西日本に提供すること（かかる提供を受けた NTT 東日本または NTT 西日本が変更先事業者に再提供することを含みます）に同意します。

4 当社が第 1 項および第 2 項に従い光回線再利用承諾番号を払い出した場合、光回線再利用（転出）に必要な手続きが完了した日（この日をもって光回線再利用（転出）が完了します）の前暦日が属する暦月の末日をもって本サービス契約（卸役務利用サービスに係る部分）が終了します。

5 光回線再利用（転出）本サービス会員に対し、以降において次のいずれかを選択するかの意思を書面または電子メールにより確認します。光回線再利用（転出）本サービス会員は、かかる意思確認の書面または電子メールを受領した場合、次の各場合に応じ次のいずれを選択するかを、当社が別途定める期限および方法に従い、当社に通知する必要があります。

(1) 会員契約を解除する（この場合、かかる解除と同時に本サービス契約（当社固有サービスに係る部分）は同時に終了します）

(2) 当社固有サービスに係るコースをベーシックコース、当社が別途定める BIGLOBE 会員規約の第 15 条第 1 号に定める無料サービスのみを利用できるコースまたは当社が別途定めるその他のコースにコース変更する（かかる変更後のコースの利用料金等その他利用条件は当社が別に定めるものによることとし、本特約に定めるものとは異なります）

(3) 当社固有サービスを継続して利用する（ただし、かかる継続利用に際しては、光回線再利用（転出）本サービス会員は、当社が別途定める「ひかり」コースに適用される利用料金等と同一の利用料金等を当社に支払うことを要します。また、その他の利用条件も、当社が別途定める「ひかり」コースに適用される利用条件に同じとし、本特約に定めるものとは異なります）

6 光回線再利用（転出）本サービス会員（個人に限ります。以下、本項において同じとします）が前項に定める期限までに前項の通知をしたときは、その通知に係る選択に応じて会員契約の解約またはコース変更に必要な処理が行われます。光回線再利用（転出）本サービス会員が前項に定める期間内に前項の通知を当社に対して行わなかったときは、当社は、当社の選択により、前項第 1 号、第 2 号または第 3 号に定める解除、変更または利用に準じる対応を実施するために必要な処理を行います。この場合、かかる選択された対応の効力が生じる日は当社が別途定めます。

7 光回線再利用（転出）本サービス会員（法人に限ります。以下、本項において同じとします）には、第 1 項に定める申請に際し、その光回線再利用（転出）本サービス会員が光回線再利用（転出）の完了後において次のいずれを選択することを希望するかを申告していただきます。第 2 項に基づき当社が光回線再利用承諾番号の払い出しを行わないときを除き、光回線再利用（転出）の完了後に、かかる選択に応じた処理が行われます。

(1) 会員契約を解約する

(2) 本サービスにより提供される当社固有サービスに係るコースを当社が別途定める BIGLOBE 法人会員規約に定める基本コースにコース変更する（かかる変更後のコースの利用条件は当社が別に定めるものによることとし、本特約に定めるものとは異なります）

8 当社は、光回線再利用（転出）本サービス会員による転出先 FTTH サービスの提供を受けるための契約の申し込みを変更先事業者が承諾せず（承諾しない理由のいかんを問いません）、これにより光回線再利用（転出）本サービス会員が光回線再利用（転出）を行えなかったとしても、一切責任を負いません。

第17条 （本サービス契約の自動終了）

第 1 条第 1 項に定める卸電気通信役務の当社への提供にかかる当社と NTT 東日本または NTT 西日本との契約が終了した場合は、本

サービス契約も同時に終了します。

第4章　料金等

第18条（料金等）

料金等の体系は、次のとおりとします。

(1) 初期費用

(2) 工事費用

(3) 月額費用

(4) その他の料金

2　前項各号所定の料金の具体的な金額は、別表2に定めるとおりとします。

第19条（初期費用）

本サービス会員は、当社に本サービス契約の申し込みをし、その承諾を受けたときは、当社に初期費用を支払わなければなりません。

第20条（工事費用）

本サービス会員は、本サービス会員による本サービス回線の終端の場所の変更の届け出により必要となる工事その他この特約に定める工事が実施される場合、当社に工事費用を支払うことを要します。なお、申込者（その意味は第7条第1項に定めます。本条において以下同じとします）または本サービス会員からの工事の申し込みの受付、申込者または本サービス会員との工事の日程等の調整、および工事費用の請求は当社が行い、工事の実施はNTT東日本またはNTT西日本（これら会社の委託先の事業者を含みます）が行います。なお、本サービス会員は、第8条第4項に定める回線を開通させるために必要な工事の工事費用のうち別表2において分割払いが認められているものについて、分割払いが全て完了するより前に本サービス回線の終端の場所の変更の届け出をした場合も分割払いが継続します。

2　前項の工事に着手していたときは、工事完了前に本サービス契約の解除があったとしても、本サービス会員は、工事費用の全額を一括して当社に支払うことを要します。

3　本サービス会員が支払うことを要する工事費用のうち別表2において分割払いが認められているものについて、分割払いが全て完了するより前に本サービス契約に解除または終了があった場合（第11条に定める定期利用契約がその満了月を起算月とする3カ月間の期間内以外の時期に解除されまたは終了した場合、第16条の2に従い事業者変更（転出）および第16条の3に従い光回線再利用（転出）により本サービス契約（卸役務利用サービスに係る部分）が終了する場合を含みます）、その本サービス会員は、かかる工事費用の分割払金のうち未払い分を、かかる解除時または終了時に一括して当社に支払うことを要します。

第21条（月額費用）

本サービス会員は、契約開始日が属する月の翌月初日（ただし、2023年5月15日以前に本サービス契約の申し込みを行い、かつ、かかる申し込みにあたり第5条第8項第1号に定める選択をした転用本サービス会員の場合は、契約開始日が属する月の初日）から起算して、その本サービス契約の解除または終了があった日が属する月の末日までの期間について、当社に本サービスの月額費用を支払わなければなりません。

2　当社は、この特約に別段の定めがある場合を除いて、前項に定める期間中の各月または前項により月額費用の支払対象月とされている各月における当社所定の締め日にて、その締め日が属する月に係わる本サービスの月額費用を本サービス会員に請求します。

3　本サービス会員が、当社が本サービス会員による本サービス契約の申し込みを承諾した日が属する月に、本サービス契約の解除の通知をした場合、本サービスの月額費用の1カ月分を当社に支払わなければなりません。

4　この特約第14条の規定により本サービスの提供中止があったときは、本サービス会員は、その期間中の月額費用の支払いを要します。

5　この特約第15条の規定により本サービスの利用停止があったときは、本サービス会員は、その期間中の月額費用の支払いを要します。

第22条（NTT東日本またはNTT西日本の回線開通工事費の未払い分割払金の扱い）

本サービス契約の成立前にNTT東日本またはNTT西日本と締結したフレッツ光契約の下でフレッツ光回線の開通工事費用をNTT東日本またはNTT西日本に分割払いしていた転用本サービス会員が本サービス契約の成立時点において全ての分割払金のNTT東日本またはNTT西日本への支払いを完了していない場合、かかる時点において未払いの分割払金については、以降、当社がNTT東日本またはNTT西日本に代わり支払いを請求し、その本サービス会員には当社にお支払いいただきます。

2　前項により本サービス会員が当社に支払う分割払い1回あたりの金額は別表2に定めるとおりとします。（NTT東日本またはNTT西日本に支払うとした場合と比較すると、支払う未払い金の総額は同一ですが、1回あたりの分割払金の金額および支払回数が異なる場合があります）

第23条（料金債務の存続）

会員規約またはこの特約所定の条件に従い本サービス契約の解除または終了があった場合において、その本サービス会員がかかる解除または終了の時点において未だ支払いを完了していないこの特約所定の料金（解除または終了の後に発生するものを含みます）に

ついての債務は、かかる本サービス会員による支払いが完了するまで、その解除後または終了後も消滅しません。

第5章　雑則

第24条（付加サービス）

当社は、本サービス会員に対して、本サービスの付加サービスとして次の各号所定のサービス（以下「付加サービス」といいます）を提供します。付加サービスの内容の詳細は、当社のウェブサイト上に掲示します。

(1) IPv6サービス（フレッツ光IPv6接続 またはv6プラス）

(2) IPv6オプションライト

(3) IPv6オプション

2　当社は、付加サービスの利用条件を別途定めることがあります。本サービス会員は、かかる利用条件に従い付加サービスを利用しなければなりません。

3　本サービスに適用される会員規約およびこの特約の条項は、付加サービスにも準用します。ただし、これら条項と第2項所定の利用条件の内容が相違する場合は、その利用条件が優先します。

4　第1項第1号所定の付加サービス（以下「本件付加サービス」といいます）は、フレッツ光のタイプのうち「フレッツ 光ネクスト」に属するタイプに対応する卸役務利用サービスをご利用の本サービス会員に提供します。（ただし、本件付加サービスのいずれかとなります）

5　本サービス会員には、本件付加サービスを利用するにあたり、次の各号に定める事項に同意していただきます。なお、本件付加サービスのうちv6プラスをご利用になる場合は、v6プラス機能に対応した契約者端末が別途必要になります。

(1) 本件付加サービスを利用するために必要となるサービスである「フレッツ・v6オプション」の提供を受けるための契約を本サービス会員がNTT東日本またはNTT西日本と締結すること。この契約の申込手続きは当社が代行します。本サービス会員は、当社がかかる申込手続きを行うために必要な範囲内で、かかる代行にあたり、その本サービス会員が当社に申告した事項、および、当社がNTT東日本またはNTT西日本から通知を受けた、その本サービス会員が利用する卸役務利用サービスの回線に割り当てられたIDおよびアクセスキーをNTT東日本またはNTT西日本に提供することに同意します。

(2) 本件付加サービスに関して、本サービス会員による本件付加サービスの利用に必要なIPv6アドレスの割り当てを日本ネットワークイネイブラー株式会社（以下「JPNE」といいます）から受けるための手続きを当社が代行するために必要な範囲内で、前号所定のIDおよびアクセスキーをJPNEに対して提供すること。

(3) 第1号所定の「フレッツ・v6オプション」を開通させるための工事に際し、本サービス会員が割り当てを受けているIPv6のIPアドレス（IPv6 PPPoE方式にて割り当てられているものを除く）が変更になること、および、かかる変更の際に本サービスに瞬断が生じること。

(4) 本サービス会員による本サービスの利用中において、通信経路を制御する等の目的のために、当社がその本サービス会員に割り当てるIPv4またはIPv6のIPアドレスを変更すること。

(5) ファミリー10ギガタイプおよびマンション10ギガタイプのIPv6通信の開通は、原則として、光回線工事完了日の当日に実施するが、当社にてIPv6通信が開通できない場合、光回線工事完了日の翌日以降となる可能性があること。

第25条（無保証）

当社は、本サービスについて、完全性、正確性、有用性または正当性に関する保証、本サービス会員の利用目的に適合することの保証、および通信速度に関する保証を含め、何らの保証も行いません。

第26条（会員情報等の取り扱い）

本サービス会員は、本サービス会員が本サービス契約の申し込みに際して当社に申告した事項（本サービス会員がかかる事項の変更を第12条に従い届け出たときは、その変更後の事項とします。以下「本サービス会員情報」といいます）を、会員規約に定める個人情報の保護に関する規定およびこの特約の他の規定に定めるほか、次の各号に定める範囲において、当社が利用することに同意していただきます。

(1) 本サービスを提供すること（その本サービス会員に卸役務利用サービスを提供するための当社への卸電気通信役務の提供を当社がNTT東日本またはNTT西日本に申し込むにあたり、その本サービス会員の本サービス会員情報をNTT東日本またはNTT西日本に提供することを含む）。

(2) 当社または提携先等第三者の商品もしくはサービス等に関する広告、宣伝、および各種イベント・特典を実施するため、ならびにこれらに関する情報の提供その他の連絡のための電子メールの送信もしくは印刷物の郵送等（サンプル・試供品の配送その他の提供を含みます）を行い、または架電するために本サービス会員情報を利用すること。

(3) 当社がこの特約に定める工事を実施するために必要な範囲内において、NTT東日本またはNTT西日本に対して本サービス会員情報を提供すること。

(4) 第1号および第2号の場合において、利用目的の達成に必要な業務を委託する目的で、本サービス会員情報を安全管理措置を講じたうえで業務委託先に対して本サービス会員情報の取り扱いについて委託すること。

2　本サービス契約の申込時においてこの特約第7条第5項第1号または第2号①所定の申込者であった本サービス会員には、同項所定

の有料サービスの支払方法として会員規約第 26 条（料金等の支払方法）第 1 項第 5 号所定のフレッツ・まとめて支払いを適用するため、この特約第 7 条第 2 項に基づきその本サービス会員情報を当社が NTT 東日本または NTT 西日本に提供することに同意していただきます。

3　本サービス会員には、NTT 東日本または NTT 西日本が、前項第 1 号に定める卸電気通信役務の提供にあたり、その本サービス会員の卸役務利用サービスの通信履歴等を知り得ることに同意していただきます。

4　本サービス会員には、NTT 東日本または NTT 西日本が、第 1 項第 1 号に定める当社から提供を受けたその本サービス会員の本サービス会員情報および前項の通信履歴等を次の各号に定める者に開示することがあることに同意いただきます。

(1) 協定事業者（その意味は IP 契約約款に定めるとおりとします。ただし、当社または本サービス会員が IP 通信網サービスを利用するうえで必要な契約を締結している者に限ります）、特定事業者（その意味は IP 契約約款に定めるとおりとします）、NTT 東日本または NTT 西日本が別に定める携帯・自動車電話事業者（ただし、当社または本サービス会員が契約を締結している者に限ります）および IP 契約約款に定めるメニュー6 の契約者（ただし、当社または本サービス会員が契約を締結している者に限ります）（ただし、かかる開示は、これらの者から請求があった場合において、行われます）

(2) NTT 東日本または NTT 西日本の委託により IP 通信網サービスに関する業務を行う事業者

(3) 判決、決定、命令、その他の司法上または行政上の要請、要求または命令により開示が要求された場合における、その請求元機関

5　KDDI 等（その運営する au ショップを含みます）に対して直接または当社を通して本サービス向け au スマートバリューの申し込みをする本サービス会員には、KDDI 等においてその本サービス会員に対して本サービス向け au スマートバリューの案内等を行う業務、その本サービス会員が本サービス向け au スマートバリューの提供を受けられる資格・条件を満たしているかを判定する業務、その資格・条件を満たすその本サービス会員に対して本サービス向け au スマートバリューの提供を行う業務、その他かかる提供に付随関連する業務を実施するために必要な範囲内で、当社がその本サービス会員に係る以下の情報を KDDI 等に対して提供することに同意していただきます。

(1) 本サービス会員情報のうち、氏名、住所（郵便番号を含みます）、電話番号および生年月日

(2) BIGLOBE メールアドレス

(3) その本サービス会員が当社を通して本サービス向け au スマートバリューの申し込みをする際に当社に申告する氏名、生年月日および au 通信サービスの電話番号

(4) 本サービス契約および当社からビッグローブ光電話の提供を受けるための契約の申し込みおよび契約状況に関する情報（申込日、サービス提供開始日、サービス内容を含みます）

6　KDDI 等（その運営する au ショップを含みます）に対して直接または当社を通して本サービス向け自宅セット割（インターネットコース）の申し込みをする本サービス会員には、KDDI 等においてその本サービス会員に対して本サービス向け自宅セット割（インターネットコース）の案内等を行う業務、その本サービス会員が本サービス向け自宅セット割（インターネットコース）の提供を受けられる資格・条件を満たしているかを判定する業務、その資格・条件を満たすその本サービス会員に対して本サービス向け自宅セット割（インターネットコース）の提供を行う業務、その他かかる提供に付随関連する業務を実施するために必要な範囲内で、当社がその本サービス会員に係る以下の情報を KDDI 等に対して提供することに同意していただきます。

(1) 本サービス会員情報のうち、氏名、住所（郵便番号を含みます）、電話番号および生年月日

(2) BIGLOBE メールアドレス

(3) その本サービス会員が当社を通して本サービス向け自宅セット割（インターネットコース）の申し込みをする際に当社に申告する氏名、生年月日および UQ mobile 通信サービスの電話番号

(4) 本サービス契約および当社からビッグローブ光電話の提供を受けるための契約の申し込みおよび契約状況に関する情報（申込日、サービス提供開始日、サービス内容を含みます）

7　KDDI 等（その運営する au ショップを含みます）に対して直接または当社を通してビッグローブ光 乗りかえスタートサポート特典の申し込みをする本サービス会員には、KDDI 等においてその本サービス会員に対してビッグローブ光 乗りかえスタートサポート特典の提供を受けられる資格・条件を満たしているかを判定する業務、その資格・条件を満たすその本サービス会員に対してビッグローブ光 乗りかえスタートサポート特典の提供を行う業務、その他かかる提供に付随関連する業務を実施するために必要な範囲内で、当社がその本サービス会員に係る以下の情報を KDDI 等に対して提供することに同意していただきます。

(1) 本サービス会員情報のうち、氏名、住所（郵便番号を含みます）、電話番号、生年月日および au 通信サービスの電話番号または UQ mobile 通信サービスの電話番号

(2) 本サービス契約および当社からビッグローブ光電話の提供を受けるための契約の申し込みおよび契約状況に関する情報（申込日、サービス提供開始日、サービス内容を含みます）

8　KDDI 等（その運営する販売店舗を含みます）に対して直接または当社を通して本サービス向けギガ MAX 月割の申し込みをする本サービス会員には、KDDI 等においてその本サービス会員に対して本サービス向けギガ MAX 月割の案内等を行う業務、その本サービス会員が本サービス向けギガ MAX 月割の提供を受けられる資格・条件を満たしているかを判定する業務、その資格・条件を満たすその本サービス会員に対して本サービス向けギガ MAX 月割の提供を行う業務、その他かかる提供に付随関連する業務を実施するために必要な範囲内で、当社がその本サービス会員に係る以下の情報を KDDI 等に対して提供することに同意していただきます。

(1) 本サービス会員情報のうち、氏名、住所（郵便番号を含みます）、電話番号および生年月日

(2) BIGLOBE メールアドレス
(3) 本サービス契約および当社からビッグローブ光電話の提供を受けるための契約の申し込みおよび契約状況に関する情報（申込日、サービス提供開始日、サービス内容を含みます）

9 本サービス会員には、KDDI 等（その委託先を含みます）がその本サービス会員に対して、本サービス向け au スマートバリュー、本サービス向け自宅セット割または本サービス向けギガ MAX 月割の勧奨を行う（かかる勧奨を行う前提としてその本サービス会員の KDDI 等との所定の au 通信サービスまたは所定の UQmobile 通信サービスに係る契約の締結の有無を確認することを含みます）ために必要な範囲内で、当社がその本サービス会員に係る以下の情報を KDDI 等に対して提供することに同意していただきます。
・本サービス会員情報のうち、氏名、住所（郵便番号を含みます）、電話番号、生年月日

第 27 条（本サービスの変更または廃止）

当社は、本サービスの全部もしくは一部を変更、追加または廃止することができます。この場合、第 2 条の規定を準用します。

2 当社は、前項による本サービスの全部もしくは一部の変更、追加または廃止により本サービス会員に損害その他不利益が生じたとしても、何ら責任を負いません。

附 則

この特約は、2025 年 6 月 30 日から改定し実施します。

B4200143 YBAF2506001

別表１

フレッツ光のタイプ

1. ファミリータイプ

1-1. NTT 東日本が提供するフレッツ光の場合

① フレッツ 光ネクスト ファミリータイプ
② フレッツ 光ネクスト ファミリー・ハイスピードタイプ
③ フレッツ 光ネクスト ファミリー・ギガラインタイプ
④ フレッツ 光ネクスト ギガファミリー・スマートタイプ
⑤ フレッツ 光クロス

1-2. NTT 西日本が提供するフレッツ光の場合

① フレッツ 光ネクスト ファミリータイプ
② フレッツ 光ネクスト ファミリー・ハイスピードタイプ
③ フレッツ 光ネクスト ファミリー・スーパーハイスピードタイプ　隼
④ フレッツ 光クロス

2. マンションタイプ

2-1. NTT 東日本が提供するフレッツ光の場合

① フレッツ 光ネクスト マンションタイプ
② フレッツ 光ネクスト マンションタイプ B
③ フレッツ 光ネクスト マンション・ハイスピードタイプ
④ フレッツ 光ネクスト マンション・ギガラインタイプ
⑤ フレッツ 光ネクスト ギガマンション・スマートタイプ
⑥ フレッツ 光クロス

2-2. NTT 西日本が提供するフレッツ光の場合

① フレッツ 光ネクスト マンションタイプ
② フレッツ 光ネクスト マンション・ハイスピードタイプ
③ フレッツ 光ネクスト マンション・スーパーハイスピードタイプ　隼
④ フレッツ 光クロス

別表２

BIGLOBE サービス「ビッグローブ光」の料金表

1. 適用

この別表に記載する料金額は、消費税等相当額を含む金額です。かかる料金額に含まれる消費税等相当額は、本サービスのご利用時点の料率に基づき計算します。ただし、初期費用および工事費用に加算する消費税等相当額については、工事を実施した設置工事日または移転工事日等の料金起算日における税率に基づき計算します。

2. 初期費用

・申込手数料

	定期利用契約の２年プラン	定期利用契約の３年プラン
転用および事業者変更（受入）以外	1,100 円	3,300 円
転用	2,200 円	
事業者変更（受入）	3,300 円	
光回線再利用（受入）	7,700 円	7,700 円

3. 月額費用

本サービスのタイプ	定期利用契約の２年プラン	定期利用契約の３年プラン
ファミリータイプ	5,698 円	5,478 円
マンションタイプ	4,488 円	4,378 円
ファミリー10 ギガタイプ	6,820 円	6,710 円
マンション 10 ギガタイプ	6,820 円	6,710 円

4. 工事費用Ａ

⑴ 対象工事：① 回線を開通させるために必要な工事（第８条第４項）

⑵ 費用金額（上記対象工事に共通。なお、上記対象工事が２件以上発生する場合、対象工事ごとに費用が発生します）：

(i) 定期利用契約の２年プランを選択した本サービス会員（転用本サービス会員を除く）の場合

・ファミリータイプ／ファミリー10 ギガタイプの場合

申込日	①派遣工事ありで屋内配線を新設する場合 ※1		②派遣工事ありで屋内配線を新設しない場合 ※1		③派遣工事なし	
	一括	分割	一括	分割	一括	分割
2021 年 3 月 31 日以前	19,800 円	初回：3,300 円 ２回目以降：550 円 ／月×30 回	8,360 円	—	2,200 円	—
2021 年４月１日以後、2022 年 6 月 30 日以前		825 円／月×24 回		初回：517 円 ２回目以降：341 円 ／月×23 回		初回：176 円 ２回目以降：88 円 ／月×23 回
2022 年７月１日以後、2024 年 1 月 31 日以前						—
2024 年２月１日以後	28,600 円	初回：1,276 円 ２回目以降：1,188 円 ／月×23 回	18,260 円	初回：803 円 ２回目以降：759 円 ／月×23 回	3,300 円	—

・マンションタイプ／マンション 10 ギガタイプの場合

申込日	①派遣工事ありで屋内配線を新設する場合、または、配線方式が VDSL 方式 ※1		②派遣工事ありで屋内配線を新設しない場合、または、配線方式が LAN 方式 ※1		③派遣工事なし	
	一括	分割	一括	分割	一括	分割
2021 年 3 月 31 日以前	16,500 円	初回：3,300 円 ２回目以降：440 円 ／月×30 回	8,360 円	—	2,200 円	—

2021年4月1日以後、2022年6月30日以前		初回：814円 2回目以降：682円 ／月×23回		初回：517円 2回目以降：341円 ／月×23回		初回：176円 2回目以降：88円 ／月×23回
2022年7月1日以後、2024年1月31日以前						—
2024年2月1日以後	28,600円	初回：1,276円 2回目以降：1,188円 ／月×23回	18,260円	初回：803円 2回目以降：759円 ／月×23回	3,300円	—

(ii) 定期利用契約の3年プランを選択した本サービス会員（転用本サービス会員を除く）の場合（ただし、以下(iii)を参照下さい）

・ファミリータイプ／ファミリー10ギガタイプの場合

申込日	①派遣工事ありで屋内配線を新設する場合 ※1		②派遣工事ありで屋内配線を新設しない場合 ※1		③派遣工事なし	
	一括	分割	一括	分割	一括	分割
2021年3月31日以前	33,000円	825円／月×40回	21,560円	539円／月×40回	15,400円	385円／月×40回
2021年4月1日以後、2022年6月30日以前	19,800円	550円／月×36回	8,360円	初回：275円 2回目以降：231円 ／月×35回	2,200円	初回：275円 2回目以降：55円 ／月×35回
2022年7月1日以後、2024年1月31日以前						—
2024年2月1日以後	28,600円	初回：880円 2回目以降：792円 ／月×35回	18,260円	初回：550円 2回目以降：506円 ／月×35回	3,300円	—

・マンションタイプ／マンション10ギガタイプの場合

申込日	①派遣工事ありで屋内配線を新設する場合、または、配線方式がVDSL方式 ※1		②派遣工事ありで屋内配線を新設しない場合、または、配線方式がLAN方式 ※1		③派遣工事なし	
	一括	分割	一括	分割	一括	分割
2021年3月31日以前	29,700円	742.5円／月×40回	21,560円	539円／月×40回	15,400円	385円／月×40回
2021年4月1日以後、2022年6月30日以前	16,500円	初回：715円 2回目以降：451円 ／月×35回	8,360円	初回：275円 2回目以降：231円 ／月×35回	2,200円	初回：275円 2回目以降：55円 ／月×35回
2022年7月1日以後、2024年1月31日以前						—
2024年2月1日以後	28,600円	初回：880円 2回目以降：792円 ／月×35回	18,260円	初回：550円 2回目以降：506円 ／月×35回	3,300円	—

(iii) 工事費用Aの割引制度

定期利用契約の3年プランを選択した本サービス会員（転用本サービス会員を除きます。また、2020年12月1日以後に本サービス契約が成立した本サービス会員を除きます）が当社が別途定める割引条件を満たす場合、上記(ii)に定める工事費用Aの金額から次の金額を割り引いた後の金額を適用します。なお、割引の適用期間（割引開始月を起算月とする40カ月の期間）の中途において本サービス契約が解除されまたは終了した場合、この割引の適用は終了します。

・月当たり330円（税込相当）×40回（上記(ii)において（一括払い）を選択した場合においても、割引は月々行います）

5. 工事費用B

(1) 対象工事：① 光回線再利用（受入）に必要な工事（第8条第4項）

(2) 費用金額（上記対象工事に共通。なお、上記対象工事が2件以上発生する場合、対象工事ごとに費用が発生します）：

(i) 定期利用契約の 2 年プランを選択した本サービス会員の場合

工事内容	一括	分割
派遣工事ありで屋内配線を新設しない場合	22,000 円	初回：1,001 円 2 回目以降：913 円 ／月×23 回

(ii) 定期利用契約の 3 年プランを選択した本サービス会員の場合

工事内容	一括	分割
派遣工事ありで屋内配線を新設しない場合	22,000 円	初回：825 円 2 回目以降：605 円 ／月×35 回

6. 工事費用 C

(1) 対象工事：① 本サービス回線の終端の場所の変更届け出により必要となる工事（第 20 条第 1 項）

(2) 費用金額（上記対象工事に共通。なお、上記対象工事が 2 件以上発生する場合、対象工事ごとに費用が発生します。以下の記載にかかわらず、定期利用契約の 3 年プランを選択した本サービス会員については、工事費用 C は無料（ただし、※1 に定める休日費用（3,300 円）は別途かかります）とします）：

(i) 変更前後の本サービス回線の終端の場所が、NTT 東日本または NTT 西日本のいずれかのみの IP 通信網サービスの提供区域内にある場合：

・ファミリータイプ／ファミリー10 ギガタイプの場合の場合

本サービス回線の終端の場所の変更届け出がなされた日	①派遣工事ありで屋内配線を新設する場合 ※1		②派遣工事ありで屋内配線を新設しない場合 ※1		③派遣工事なし	
	一括	分割	一括	分割	一括	分割
2021 年 3 月 31 日以前	9,900 円	330 円／月×30 回	7,150 円	初回：259.6 円 2 回目以降：237.6 円 ／月×29 回	2,200 円	初回：94.6 円 2 回目以降：72.6 円 ／月×29 回
2021 年 4 月 1 日以後、2022 年 6 月 30 日以前		初回：539 円 2 回目以降：407 円 ／月×23 回		初回：319 円 2 回目以降：297 円 ／月×23 回		初回：176 円 2 回目以降：88 円 ／月×23 回
2022 年 7 月 1 日以後、2024 年 1 月 31 日以前						—
2024 年 2 月 1 日以後	28,600 円	初回：1,276 円 2 回目以降：1,188 円 ／月×23 回	18,260 円	初回：803 円 2 回目以降：759 円 ／月×23 回	3,300 円	—

・マンションタイプ／マンション 10 ギガタイプの場合

本サービス回線の終端の場所の変更届け出がなされた日	①派遣工事ありで屋内配線を新設する場合、または、配線方式が VDSL 方式の場合 ※1		②派遣工事ありで屋内配線を新設しない場合、または、配線方式が LAN 方式の場合 ※1		③派遣工事なし	
	一括	分割	一括	分割	一括	分割
2021 年 3 月 31 日以前	8,250 円	275 円／月×30 回	7,150 円	初回：259.6 円 2 回目以降：237.6 円 ／月×29 回	2,200 円	初回：94.6 円 2 回目以降：72.6 円 ／月×29 回
2021 年 4 月 1 日以後、2022 年 6 月 30 日以前		初回：407 円 2 回目以降：341 円 ／月×23 回		初回：319 円 2 回目以降：297 円 ／月×23 回		初回：176 円 2 回目以降：88 円 ／月×23 回
2022 年 7 月 1 日以後、2024 年 1 月 31 日以前						—
2024 年 2 月 1 日以後	28,600 円	初回：1,276 円 2 回目以降：1,188 円 ／月×23 回	18,260 円	初回：803 円 2 回目以降：759 円 ／月×23 回	3,300 円	—

(ii) 上記(i)以外の場合：

・ファミリータイプ／ファミリー10 ギガタイプの場合

<table>
<tr><td rowspan="2">本サービス回線の終端の場所の変更届け出がなされた日</td><td colspan="2">①派遣工事ありで屋内配線を新設する場合 ※1</td><td colspan="2">②派遣工事ありで屋内配線を新設しない場合 ※1</td><td colspan="2">③派遣工事なし</td></tr>
<tr><td>一括</td><td>分割</td><td>一括</td><td>分割</td><td>一括</td><td>分割</td></tr>
<tr><td>2021 年 3 月 31 日以前</td><td rowspan="3">19,800 円</td><td>660 円／月×30 回</td><td rowspan="3">8,360 円</td><td>初回：289.3 円
2 回目以降：278.3 円
／月×29 回</td><td rowspan="3">2,200 円</td><td>初回：94.6 円
2 回目以降：72.6 円
／月×29 回</td></tr>
<tr><td>2021 年 4 月 1 日以後、2022 年 6 月 30 日以前</td><td rowspan="2">825 円／月×24 回</td><td rowspan="2">初回：517 円
2 回目以降：341 円
／月×23 回</td><td>初回：176 円
2 回目以降：88 円
／月×23 回</td></tr>
<tr><td>2022 年 7 月 1 日以後、2024 年 1 月 31 日以前</td><td>—</td></tr>
<tr><td>2024 年 2 月 1 日以後</td><td>28,600 円</td><td>初回：1,276 円
2 回目以降：1,188 円
／月×23 回</td><td>18,260 円</td><td>初回：803 円
2 回目以降：759 円
／月×23 回</td><td>3,300 円</td><td>—</td></tr>
</table>

・マンションタイプ／マンション 10 ギガタイプの場合

<table>
<tr><td colspan="2">①派遣工事ありで屋内配線を新設する場合、または、配線方式が VDSL 方式の場合 ※1</td><td colspan="2">②派遣工事ありで屋内配線を新設しない場合、または、配線方式が LAN 方式の場合 ※1</td><td colspan="2">③派遣工事なし</td></tr>
<tr><td>一括</td><td>分割</td><td>一括</td><td>分割</td><td>一括</td><td>分割</td></tr>
<tr><td>28,600 円</td><td>初回：1,276 円
2 回目以降：1,188 円
／月×23 回</td><td>18,260 円</td><td>初回：803 円
2 回目以降：759 円
／月×23 回</td><td>3,300 円</td><td>—</td></tr>
</table>

7. 工事費用 D

(1) 対象工事：① 第 7 条第 3 項に定める卸役務利用サービスのタイプ変更に必要な工事（第 8 条第 4 項）
② 第 10 条第 2 項に定める工事

(2) 費用金額（上記対象工事に共通。なお、上記対象工事が 2 件以上発生する場合、対象工事ごとに費用が発生します。また、工事内容および時期によっては、工事費用が無償または減額される場合があります）：

① 通信速度が 100M,200M,1G または 10G であるタイプ間の変更で、派遣工事あり ※1	18,260 円
② 通信速度が 100M,200M,1G または 10G であるタイプ間の変更で、派遣工事なし	3,300 円
③ ファミリータイプ／ファミリー10 ギガタイプからマンションタイプへの変更（LAN 配線方式の場合）※1	18,260 円
④ ファミリータイプ／ファミリー10 ギガタイプからマンションタイプ／マンション 10 ギガタイプへの変更（LAN 配線方式以外の場合）※1	28,600 円
⑤ マンションタイプ／マンション 10 ギガタイプからファミリータイプ／ファミリー10 ギガタイプへの変更 ※1	28,600 円

※1 土曜日、日曜日、休日（国民の祝日に関する法律において休日とされる日をいう）、1 月 2 日、1 月 3 日、または 12 月 29 日～31 日に工事を実施する場合は、休日費用として別途 3,300 円がかかります。また、上記 4.(2)(i)①および②、4.(2)(ii)①および②、5.(2)(i)①および②または 5.(2)(ii)①および②の分割払いの場合は、かかる休日費用は、初回の分割払金に加算されます。

8. その他の料金

(1) 違約金（第 11 条第 4 項）：

申込日	本サービスのタイプ	定期利用契約	違約金（不課税）
2021 年 3 月 31 日以前	—	2 年プラン	9,500 円
	—	3 年プラン	20,000 円 ※2
2021 年 4 月 1 日以後、2022 年 6 月 30 日以前	—	2 年プラン	9,500 円
	—	3 年プラン	11,900 円

2022年7月1日以後、2024年1月31日以前	ファミリータイプ	2年プラン 3年プラン	4,230円
	マンションタイプ		3,360円
	ファミリー10ギガタイプ		4,950円
	マンション10ギガタイプ		
2024年2月1日以後	ファミリータイプ	2年プラン 3年プラン	4,100円
	マンションタイプ		3,000円
	ファミリー10ギガタイプ		4,620円
	マンション10ギガタイプ		

※2 2021年4月1日以後に定期利用契約が第11条第1項に従い自動的に更新された場合において、その本サービス会員が第11条第4項に定める3カ月間の期間以外に本サービス契約を解除した場合は11,900円（不課税）

なお、申込日が2022年6月30日以前であり、2025年7月1日以降に定期利用契約が第11条第1項に従い自動更新された場合において、その本サービス会員が第11条第4項に定める3カ月間の期間以外に本サービス契約を解除した場合の違約金は以下のとおりとなります。

申込日	本サービスのタイプ	定期利用契約	違約金（不課税）
2022年6月30日以前	ファミリータイプ	2年プラン 3年プラン	4,980円
	マンションタイプ		3,980円
	ファミリー10ギガタイプ		6,100円
	マンション10ギガタイプ		

(2) 機器利用料（フレッツ光のタイプのうちギガ・スマートタイプに対応する卸役務利用サービスを選択した場合に発生）：550円／月

(3) NTT東日本またはNTT西日本の工事費の未払い分割払金の支払回数および金額（第22条）：

・ファミリータイプ／ファミリー10ギガタイプの場合

① 支払回数：本サービス契約の成立時点における、NTT東日本またはNTT西日本とのフレッツ光契約の下でのフレッツ光回線の開通工事費用の未払いの分割払金の総額を550円で除した値（小数点以下切り捨て）に同じ

② 金額（1回あたり）：

- 初回：上記①の除算により発生した端数金額を550円に加算した金額
- 2回目以降：550円

・マンションタイプ／マンション10ギガタイプの場合

① 支払回数：本サービス契約の成立時点における、NTT東日本またはNTT西日本とのフレッツ光契約の下でのフレッツ光回線の開通工事費用の未払いの分割払金の総額を440円で除した値（小数点以下切り捨て）に同じ

② 金額（1回あたり）：

- 初回：上記①の除算により発生した端数金額を440円に加算した金額
- 2回目以降：440円